

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和元年12月25日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和2年1月21日から同年2月10日まで縦覧に供する。

令和2年1月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市大野原町萩原土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 東中村3号地区	観音寺市経済部農林 水産課
観音寺市大野原町紀伊土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 青岡地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 丸井北地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 茨谷池地区	〃